八十五　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十六　夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費があること。	夜間中学新設準備のため国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十七　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。	地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(2) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(3) 地震対策に要する経費が多額であること。
(4) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(5) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
(6) 出稼者対策に要する経費が多額であること。
(7) へき地における医師確保のための経費が多額であること。
(8) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
(9) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(10) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
(11) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(12) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(13) ダム対策に要する経費が多額であること。
(14) 緊急消防援助隊による消防の応援を受けたため、特別の財政需要があること。
(15) 災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費が多額であること。
(16) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。

八十八　博物館等を中核とした文化クラスター推進事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十九　夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費があること。 ［新設］	夜間中学新設準備のため国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(2) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(3) 地震対策に要する経費が多額であること。
(4) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(5) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
(6) 出稼者対策に要する経費が多額であること。
(7) へき地における医師確保のための経費が多額であること。
(8) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
(9) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(10) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
(11) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(12) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(13) ダム対策に要する経費が多額であること。
(14) 緊急消防援助隊による消防の応援を受けたため、特別の財政需要があること。
(15) 災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費が多額であること。
(16) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。